

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県教育委員会

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等により、特別支援学校への就学のため、必要な経費の支弁を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務に使用している。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支弁関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表38の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表59の項 第61条 ・情報提供の根拠 第2条の表42の項 第44条 第2条の表125の項 第127条 第2条の表161の項 第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県南別館3階 栃木県教育委員会事務局特別支援教育課(028-623-3381)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県南別館3階 栃木県教育委員会事務局特別支援教育課(028-623-3381)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、紐付けを行う際も複数人での確認を行った。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる金庫等での保管を徹底している。また、使用するUSBメモリは事前に許可を得た媒体のみを使用している。 特定個人情報が記録されている書類等を廃棄する場合には、廃棄の記録を保存している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二出定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第23条 ・情報 第19条第1号ソ、同条第2号から第5号まで、第44条第1号ソ、同条第2号から第5号まで	○番号法別表第二出定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第23条 ・情報 第19条第1号ネ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ネ、同条第2号から第6号まで	事後	評価書見直しに係る修正
平成29年8月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
平成29年8月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	特別支援教育室長 中田 誠	室長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和2年5月25日	Ⅳリスク対策 8.監査	記載なし	記載あり	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 37の項 ・情報提供の根拠 26の項、87の項略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 37の項 ・情報提供の根拠 26の項、87の項略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年12月20日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年12月20日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等により、特別支援学校に就学への就学のため、必要な経費の支弁を行っている。	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等により、特別支援学校への就学のため、必要な経費の支弁を行っている。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	特別支援教育就学奨励費事務システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第23条 ・情報 第19条第1号ネ、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ネ、同条第2号から第6号まで	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第23条 ・情報 第19条、第44条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	栃木県教育委員会事務局特別支援教育室	栃木県教育委員会事務局特別支援教育課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職	室長	課長	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 (028-623-3381)	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県南別館3階 栃木県教育委員会事務局特別支援教育課 (028-623-3381)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 (028-623-3381)	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県南別館3階 栃木県教育委員会事務局特別支援教育課 (028-623-3381)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 26の項 ・番号法別表第一で定める事務を定める命令 第22条	番号法第9条1項 別表38の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	事後	評価書見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 37の項 ・情報提供の根拠 26の項、87の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第23条 ・情報 第19条、第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表59の項 第61条 ・情報提供の根拠 第2条の表42の項 第44条 第2条の表125の項 第127条 第2条の表161の項 第163条	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年9月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	記載あり	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年9月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	記載あり	事後	評価書見直しに係る修正